令和2年4月23日保育計画・整備支援担当課

議会の委任による専決処分の報告 (車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(2) 発生場所 世田谷区岡本二丁目26番10号

(3) 相手方 乙(港区愛宕二丁目5番1号 パラカ株式会社)

(4) 事故内容 世田谷区(以下、「甲」という。)職員は、岡本二丁目の保育施設整備地 へ向かうため、電気自動車を進行方向右手にある乙の運営するコインパ

> ーキングにバックで入庫(道路に対して直角方向に入庫)する際、縁石 とロック板を乗り越えようとアクセルを強めに踏んだところ、後部車輪 が車止めも乗り越えてしまい、ブレーキ操作が遅れたため、車止め用ポ

ールへ車体の後部が接触した。

(5) 損傷の程度 甲 人身:なし

物損:背面ドア及び後部バンパーのへこみ

乙 人身:なし

物損:車止め用ポール損傷

(6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 83,500円(自動車損害保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和2年4月17日



